【重要】

令和３年８月27日（金）

緊急事態宣言に関わる施設利用について

政府が新型コロナウイルスの緊急事態宣言対象地域に宮城県を追加したことを受け、宮城県及び東松島市の方針に基づき、施設の申請や利用に関し当面の間、以下の対応を取らせていただきます。ご理解・ご協力をお願いします。

■制限・措置期間

〇令和３年８月２７日（木）～９月１２日（日）

■制限・措置期間内の貸出について

〇東松島市内の方　利用可能

（免許証等にて居住地の確認を求める場合があります。）

尚、上記の期間は東松島市内の利用者及び団体でも市外の方は利用できません。

〇東松島市外の方　上記期間は利用できません。

〇市民一般開放　上記の期間中止します。

■利用時間について

〇平日・土曜日　８：３０～２０：００

※２０：００に完全閉館となります。

〇日曜日　８：３０～１７：００

この内容は8/27日現在の状況であり今後の県内の感染状況や東松島市教育委員会の判断で変更になる場合があります。